

地方公営企業法施行令第26条の4の規定に基づき、平成31年4月1日に公告した、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの、京都市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務の受託者のうち、以下の者については委託期間を平成31年4月1日から令和2年3月19日までに改めます。

令和2年3月13日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

- 2 京都市南区東九条南石田町5番地
京阪バス株式会社

(交通局自動車部営業課)